令和　　年　　月　　日

（　　　　　　　）地域福祉課長あて

事業所名

所在地

連絡先

サービス管理責任者

在宅におけるサービス提供計画書

（事業所名）　　　　　　　　　　　　　　　　（就労移行支援・就労継続支援Ａ型・就労継続支援Ｂ型）は、下記のとおり在宅におけるサービス提供を実施します。

|  |  |
| --- | --- |
| 利用者氏名（受給者証番号） |  |
| 在宅におけるサービス提供開始年月日 | 年　　　月　　　日 |
| 在宅でのサービスを希望する理由、及び在宅でのサービス利用による支援効果※在宅での具体的な作業内容や支援内容も合わせてご記入ください |  |

在宅におけるサービス提供にあたっては、「就労移行支援事業、就労継続支援事業(Ａ型・Ｂ型)における留意事項について」（令和６年３月29日厚生労働省社会・援護局通知）の２（３）「在宅において利用する場合の支援について」を踏まえ、次の要件のいずれにも該当する場合に限り、報酬を算定します。

|  |  |
| --- | --- |
| 項目 | 確認欄 |
| １　運営規程において、在宅で実施する訓練内容及び支援内容を明記しておくとともに、在宅で実施した訓練内容及び支援内容並びに訓練状況及び支援状況を指定権者から求められた場合には提出できるようにしておくこと。その際、在宅利用者の同意を得るなど、適切な手続きを経た上で、音声データ、動画ファイル又は静止画像等をセキュリティーが施された状態で保存し、指定権者から求められた場合には個人情報に配慮した上で、提出すること。 | □ |
| ２　職員が在宅訓練・支援の環境を整えるために必要な知識を身に付けていること。 | □ |
| ３　在宅でのサービス利用であっても、定期的な通所が必要であるため、各サービス種別に求められる通常の設備基準を満たしていること。 | □ |
| ４　在宅でサービスを利用するに当たって必要な在宅利用者の自宅等の環境整備として、作業等に適したスペース・周辺環境の確保等に加え、通信端末や機器、回線の確保、コミュニケーションツールの導入、作業に必要な機器・道具の準備がされていること。 | □ |
| ５　通常の事業所に雇用されることが困難な障害者につき、就労の機会を提供するとともに生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援が行われるとともに、常に在宅利用者が行う作業活動、訓練等のメニューが確保されていること。 | □ |
| ６ 在宅利用者の支援に当たり、１日２回は連絡、助言又は進捗状況の確認等のその他の支援が行われ、日報が作成されていること。また、作業活動、訓練等の内容又は在宅利用者の希望等に応じ、１日２回を超えた対応も行うこと。 | □ |
| ７ 緊急時の対応ができること。 | □ |
| ８ 在宅利用者が作業活動、訓練等を行う上で疑義が生じた際の照会等に対し、随時、訪問や連絡による必要な支援が提供できる体制を確保すること。 | □ |
| ９ 事業所職員による訪問、在宅利用者による通所又は電話・パソコン等のＩＣＴ機器の活用により、評価等を1週間につき１回は行うこと。通常の訓練・作業等の連絡以外に、１日１回～数回・数分程度、利用者と個別に話す時間を設け、リモート会議ツール等で双方顔の見える状況で話をすることで、訓練の効果や作業の進捗をより把握しやすくするとともに、利用者の安心を確保すること。 | □ |
| 10 在宅利用者については、原則として月の利用日数のうち１日は事業所職員による訪問又は在宅利用者による通所により、在宅利用者の居宅又は事業所内において訓練目標に対する達成度の評価等を行うこと。 | □ |
| 11 ９が通所により行われ、あわせて10の評価等も行われた場合、10による通所に置き換えることがある。 | □ |

地域福祉課処理欄

　　　係員　　　　係長　　　　　課長

計画を　承認する・承認しない

大田区参考様式